# 一般社団法人奈良県薬剤師会

# 奈良会営薬局無菌調剤室及び抗がん剤調製室の共同利用に係る契約書

一般社団法人奈良県薬剤師会（以下「甲」という。）と薬局開設者(以下「乙」という。）の所有する薬局が甲の無菌調剤室及び抗がん剤調製室（以下「本施設」という。）を共同利用する場合は、次のとおり契約を締結する。

（指針の策定等）

第1条　乙は、本施設を共同利用する場合には、甲の協力を得て事前に指針の策定を行い、乙の薬剤師に対して無菌調製または抗がん剤調製に関する研修を実施しなければならない。

２　前項の研修は、甲が実施する無菌調製研修会または抗がん剤調製研修会の受講をもってこれに代えることができるものとする。

３　第１項に規定する指針の策定及び研修の実施について、甲は乙に協力しなければならない。

４　乙の共同利用する薬局の管理薬剤師は会員でなければならない。

（届出）

第２条　乙は、本施設を共同利用する場合には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する様式第一又は様式第六を**都道府県知事（薬務主管課）**に届け出なければならない。

２　前項の場合、甲は、乙に本施設の平面図を提供するものとする。

（共同利用の方法）

第３条　乙の薬剤師が本施設を共同利用するにあたっては、甲の定める「奈良会営薬局無菌調剤室及び抗がん剤調製室の利用に関する要綱」及び「奈良会営薬局　無菌調製マニュアル」または「奈良会営薬局　抗がん剤無菌調製マニュアル」に準じてこれを行わなければならない。

２　乙の薬剤師が利用できる設備は、無菌調剤室、抗がん剤調製室、無菌製剤処理及び抗がん剤処理に必要な器具、機材等のみに限られる。

３　乙の薬剤師は、あらかじめ甲が指定した薬剤師（以下「指定した薬剤師」という。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督に従わなければならない。

（事故の報告）

第４条　乙の薬剤師は、本施設を利用した製剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかに指定した薬剤師及び乙の薬局に報告をし、事後処理に当たらなければならない。

２　前項の場合、事故等が重大であるときは、指定した薬剤師及び乙の薬剤師は、それぞれ甲及び乙に報告をしなければならない。

（責任）

第５条　本施設において行った製剤処理を含め、処方せんに基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙の薬局が負うものとする。

（器具等の管理）

第６条　指定した薬剤師は、無菌調剤室、抗がん剤調製室、無菌製剤処理及び抗がん剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

（利用料）

第７条　本施設を共同利用する場合の利用料金は、「一般社団法人奈良県薬剤師会　奈良会営薬局無菌調剤室及び抗がん剤調製室の利用に関する要綱」第５条に定めるとおりとする。

（契約期間）

第８条　この契約の期間は、契約締結の日からその年度の３月３１日までとする。

２　契約期間満了の１箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしないときは、更に１年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第９条　この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住　所 | 奈良県橿原市久米町926番地 | |
| 甲 | 氏　名 | 一般社団法人奈良県薬剤師会 | |
|  |  | 会　長　　後岡 伸爾 |  |
|  |  |  |  |
|  | 利用する薬局の住所 |  |  |
| 乙 | 利用する薬局の名称 |  |  |
|  | 薬局開設者住所 |  |  |
|  | 薬局開設者氏名 |  |  |